三十七、株式会社呉竹食品に対する件

昭和四十四年（排）第六十八号

排除命令

京都府京都市中京区西ノ京南聖町八番地

株式会社　呉竹食品

右代表者　代表取締役　西　沢　清　次

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき次のとおり命令する。

主　文

一、株式会社呉竹食品は、その販売する小売価額二百円の「奈良漬」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて、過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額二百円の「奈良漬」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は、包装箱の総容積の約四割に相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社呉竹食品（以下「呉竹食品」という。）は、肩書地に事務所を置き、食料品卸売業および漬物類の製造販売業を営む事業者である。

呉竹食品は、小売価額二百円の「奈良漬」と称する商品（別添写真参照）を昭和四十三年九月頃から同社工場において製造し、京都市清水寺門前、京都駅前等の地域に販売している。

当該商品は、縦二十四センチメートル、横十二センチメートル、高さ四センチメートル（総容積約千五十立方センチメートル）の包装箱に「奈良漬」と表示した色刷りのかけ紙とセロハン紙で包まれており、あたかも外見からは、奈良漬が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物である奈良漬の本体（体積約四百三十立方センチメートル）は、包装箱の総容積の約四割に相当する量しかない。

よつて、呉竹食品は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、呉竹食品の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十四年十二月二十三日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写真